

# 土地制度史 荘園制の変遷

いきなり質問です。

設問

- 大宝律令が法令として有効だったのは西暦何年までか？
- 大宝律令に代わる法令の名を書きなさい。

答えは1 757 年の2 養老律令 ですね。

養老律令が出されたのは何故なのだろうか？ → 藤原氏の権力基盤を確立する ためかもしれない。真実は不明だ。

3. では2の法令が有効だったのは西暦何年まででしょうか？

大日本帝国憲法と答えたとして制定年もセットで答えたい。

3. 1889 年の 大日本帝国憲法 までです。時代劇のテレビなどで大岡越前守忠相と、守介掾目の役職が残っていることを示しています。養老律令に代わる法令が出来ていないからです。明治時代初期でも太政官という機関が残っています。

では第4問

荘園制が完全に消滅することになった土地政策は何か？

これは難しい。歴史をタテの流れで考えないとわかりませんね。いやそれでもわからない。

答えは 太閤検地 です。律令制が奈良時代に始められましたが平安・鎌倉時代とずっと存続しているし荘園制も残っている。南北朝の対立の両統迭立で両統の経済基盤は何だったのでしょうか？ → 八条院 領 と 長講堂 領 でしたね。

班田収授について

→ 口分田 を班給して 租 を得るとするのが班田収授の仕組みです。…6歳以上男女に6年ごとに班給(死亡すると収公)・戸ごとに一括支給されました。女子は男子の 2/3 というのもおさえ、唐の 均田制 を真似たことも押さえてください。

この課税方法ですが、人頭税 であることを理解してください。人単位で課税しています。だから戸籍や計帳を作ったのです。しかし古代において正確な戸籍を作って人民を把握することは想像しても難しかったことがわかります。どこに誰がいるかは難しかったです。

だから 偽籍 が横行し人々は税から逃れたのです。

設問 1 墾田永年私財法により、国家の土地支配力はどうか答えなさい。(20字)

国	家	に	よ	る					

早稲田大の過去問について

早稲田大(社会学)では、平安時代の荘園から次のように出題されている。試しに解答してみよう！

大宰府管内に設置された国家の直営田を何というか？

- イ 田所    ロ 名田    ハ 官田    ニ 公営田    ホ 諸司田

Pain is inevitable Suffering is optional

平安中・後期の地方行政の実態の説明のうち、適切でない記述はどれか？

- イ 任務が終わっても京都へ戻らずに土着化した国司を受領と呼ぶ。
- ロ 名田の経営を請け負って税を国衙に納める者を負名という。
- ハ 財物を官に納めて見返りに官職や位階を得ることを成功という。
- ニ 988年、尾張国の郡司・百姓らが国司藤原元命の悪政を訴えた。
- ホ 国司が赴任せず目代などが派遣された国衙を留守所という。

9C 後半の荘園

国家機関にはまともな税収が入ってこない。そこで各機関は自分たちで農民を雇って耕作をし、税収の代わりに運営費用を作っていた。その田のことを畿内では→① 官田 といいます。特に大宰府が運営していた官田を→② 公営田 といいます。

天皇家まで→③ 勅旨田 という私有地を営み財源としていました。

「口分田も配られないし、前に班給された田んぼを耕しておくしかおまへんな」

「てか、隣の伴さんが逃散して田んぼが余っておる。二人で耕しておこか」

余っている土地を、適当に「ここは俺のもんじゃ！」と囲ってしまい、農民も役所もそこを耕していたということだ。

荘園についても、引き続き荘園として保有されていた土地もあれば、どさくさに紛れて、有力者が荘園にしてしまった土地もあるでしょう。荘園の証書は偽造したりしていたようです。また、要領よく土地を増やしていった農民が各地に現れます。班田が行なわれていない地域も多く、国司も税収がないと困るので、有力農民 と 国司 がつるんだりもしていたでしょう。

国司に税を納める代わりに、墾田の開発を支援(荘園を認めてもらう)してもらっていました。こうして有力農民は力をつけていきます。

イメージとしては、芥川龍之介「羅生門」の世界です。国家が軍隊を廃止し都の治安は悪化、地方の治安は推して知るべし。そこで有力農民は自衛のために武装します。武士の発生ですね。

そんな中、どこが口分田なのか、どこが荘園なのか、土地を把握し直して、班田収授の体制を立て直そうとしたのが→④ 醍醐 天皇の時代 902年の→⑤ 延喜の荘園整理令 です。課税を免れようとする荘園や院宮王臣家(=天皇と結びつき勢力を強めた皇族・貴族)の初期荘園が増えてきたため、荘園とされている土地に対して、証書の提出を求めて違法な荘園を整理したということです。

しかし不徹底に終わる(国務の妨げにならない荘園は認めたため)。

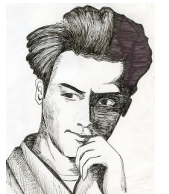
三 史料研究 律令国家再建のため三善清行の意見

臣某言す。……臣、去る寛平五年、備中介に任ず。彼の国下道郡に邇磨郷有り。爰に彼の国の風土記を見るに、皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方、新羅の軍を率ゐて百濟を伐つ。……皇極天皇六年庚申より、延喜十一年辛未に至るまで、纔に二百五十二年、衰弊の速かなること亦既に此の如し。一郷を以て之を推すに、天下の虚耗、掌を指して知るべし。……

Q1. 「臣」とは★★のことである。(上智) **三善清行**

Q2. この文書は★★である。(慶應)

Q3. この文書は★★(人名)が提出した。(学芸大)



## テーマ史 土地制度史

Q4.この文書は★天皇の求めに応じて書かれた。(近大) 醍醐天皇  
 設問2 10世紀の課税方法がそれ以前の課税方法とどう異なるか？


解答⇒「9世紀までは、戸籍、計帳を作成して、人単位で課税する人頭税であったが、10世紀になると、国司に徴税権が一任され、国司は名を単位として租税や労役を賦課するようになった。」

### 10世紀の大転換

宇多・醍醐朝の治世になって抜本的な国の制度改革が行なわれる。延喜の荘園整理令や班田の実施がその例であるが、最も重要なのが国司制度の改革である。新しい徴税方法が考え出された。

国司の仕事がノルマ化したのだ。「税のノルマさえクリアすれば、あとは何をしてもOK、私腹を肥やしてもいいのだ！」

### 信濃の国の国司

#### ㊦史料研究 受領の食欲 (今昔物語集)

今ハ昔、信濃ノ守藤原ノ陳忠ト云フ人有ケリ。…守ノ乗タリケル馬シモ、懸橋 {かけはし} ノ鉉 {はた} ノ木ヲ後足ヲ以テ踏折 {ふみおり} テ、守逆様ニ馬ニ乗乍 {なが} ラ落入ヌ。…守ノ叫 {さけび} テ物云フ音遥 {こえはるか} ニ遠ク聞ユレバ、…「旅籠ニ縄ヲ長ク付テ下セ」ト宣 {のたま} フナリ。…

数 {あまた} ノ人懸リテ絡上 {くりあげ} タルヲ見レバ、守旅籠ニ乗テ絡上ラレタリ。守片手ニハ縄ヲ捕ヘ給ヘリ。今片手ニハ平茸ヲ三総 {ふさ} 許 {ばかり} 持テ上給ヘリ、引上ツレバ懸橋ノ上ニ居 {す} ヘテ、郎等共喜合 {よろこびあい} テ、「抑 {そもそも} モ此ハ何ゾノ平茸ニカ候ゾ」ト問ヘバ、守ノ答フル様、「…其ノ木ニ平茸ノ多ク生 {おい} タリツレバ見弃 {す} テ難クテ、先ヅ手ノ及ビツル限り取りテ、旅籠ニ入レテ上 {のぼせ} ツル也。未ダ残リヤ有ツラム。云ハム方無ク多カリツル物カナ、極 {いみじ} キ損ヲ取ツル心地コリスレ」ト云ヘバ、…守、「僻事 {ひがごと} ナ云ヒソ。汝等ヨ、宝ノ山ニ入テ手ヲ空シクシテ返タラム心地ゾスル。『受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ』トコソ云ヘ」ト云ヘバ…

### 人から土地への転換

播磨の国の国司は1年間に300の税を徴収してくれ。それをこなすために国司の権限は大幅に強化され、国内のことを一任されるようになる。具体的には、10C前半このころ、国司は⇒⑥ 名 を単位として税を賦課しました。ノルマさえ果たせば何をやってもいいわけさ。国司の中には搾れるだけ搾り取って私腹を肥やすものが現れました。各地で 受領

Pain is inevitable Suffering is optional

(任国に赴いた国司の最上席の者のことで、たいていは守だった) が出現し、徴税請負人化し始める。受領たちは、いちどその地位につくと、蓄えた財物を使って、内裏の修理や王権の寺院の造営や修理を請け負い、その見返りとして任期を延ばしたり 重任、さらなる位階や官職を手に入れることができた 成功。•また私的に摂関家や上皇の居所を造営して、彼らの歡心を買う場合もあった。受領たちの行為は、摂関家や上皇の期待するところでもあったから、もたれあいの構図とみることもできる。

遙任 (代理人である 目代 を派遣、目代は現地有力者から 在庁官人 を選び、国司不在の現地役所である 留守所 の国務を担当)などの国司が増え、役所である 国衙 の権限が強化。国司の収奪が激しくなった地域では、その後国司の非法を訴える農民の動きも出てくる。以下は史料に出てくるケースである。

#### ㊦史料研究 尾張国郡司百姓等解文 (平安遺文)

尾張国【郡司】百姓等解し申す官裁を請ふの事

裁断せられんことを請ふ、当国の守藤原朝臣【元命】、三箇年の内に責め取る非法の[官物]ならびに濫行横法【卅一】箇条の状。…………

永延二年十一月八日 郡司百姓等

出典「宝生院文書」

Q1. この史料は一般に★★★と呼ばれている。(中央) 尾張国郡司百姓等解文

Q2. 「永延二年」とは、西暦★のことである。(中央)

Q3. 上の史料のような国守は当時★★と呼ばれていた。(京都大) 受領

### 藤原元命の罷免とその後

藤原元命は、988年に不法行為を31か条にわたって列挙して政府に解任を要求した『尾張国郡司百姓等解文』によって、翌年解任された。その後、尾張国では「元命は生活に困り、東寺の門前で乞食をしていたが、ついに餓死した」と語り伝えられた。しかし、元命は10年後に吉田祭の行事宜任者代行を努め、子の頼方も後に石見守いしみのかみに任ぜられた。彼らは、都へ租税を運んでくれるので、摂関家などには有能な地方官だったのである。

元命のように、地方豪族や農民らが国司の厳しい政治を政府に上訴したり、国衙を襲撃する事件が、9世紀後半から12世紀初頭に40件以上あったといわれ、10世紀以降には上訴事件が増加し、受領などの恣意的な地方支配は次第に難しくなったと考えられる。

#### ㊦論述研究

10世紀後半以降の荘園や公領は、国司に対抗してどのように発展していったのか述べなさい。(150字)

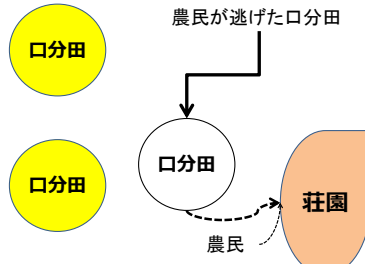

Empty grid table for notes or answers.

解答→解答は今回の講義を聞いてまとめてみて下さい。

さて国司の管理下にあった田地を⇒① 名 といって、名単位で課税するようになりました。名の耕作人を⇒② 田堵 といいます。田堵の中にはうまく耕作地を増やしていったものがあり、これを⇒③ 大名田堵 と称した。11世紀には、さらに勢力を強めた大名田堵が現れ、これを⇒④ 開発領主 といいます。ちなみに全部、半農半兵、つまりは武士ですね。

一方で有力な寺社や有力な貴族は、荘園内への国司の立ち入りを禁ずる権利⑤ 不輸の権 と租を免除できる権利⑥ 不入の権 を獲得しはじめる。国司の徴税に対抗するため、不輸の権と不入の権の制度をうまく利用する人たちが現れます。例えば、ある 開発領主 は自分たちの土地から毎年 100 の米を徴収されるとします。そこで不輸の権を持つ 開発領主 に相談します。毎年、米 80 をあげるから、名義を貸して、と。これが、⇒⑦ 寄進地系 荘園です。名目だけ荘園を寄進します。名義貸し料を納めますが、土地の耕作は元のまま続けます。11世紀になると、大規模な寄進地系荘園が各地に広まっていきます。寄進を受ける荘園領主を⇒⑧ 本所 とか⇒⑨ 領家 といいます。寄進した 開発領主 は、本所から荘園の管理人である⑩ 荘官 に任じられます。また、開発領主 は地域の規模の小さい 田堵 を管理下に置いていました。さらに 田堵 の下には隷属的な農民が、⇒⑪ 作人 ⑫ 下人 として雇われていました。ここであげたのは、「本所⇒荘官⇒田堵⇒作人」という 4 重構造ですが、実際にはもっと複雑で重層的な権力構造が出来上がっていきます。

また別の開発領主はこんな感じだったでしょう。開発領主 A: 「荘園領主さん！ぼくから寄進受けませんか？年 100 の米を払いますよ」 荘園領主: 「もっと出してくれないか？国司はもっととるだろう」 開発領主: 「国司さん、今さあ、ぼくの土地を寄進しようと思っている相手がいるんだよね。さあ、どうする。納税額を下げないと寄進しちゃうよ」 国司: 「わかった。年 70 の米だけで、それ以上取らないと約束する。だから寄進しないでくれ」



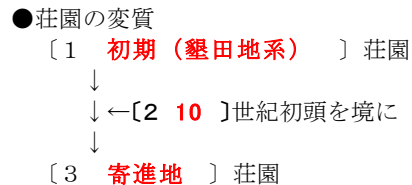
このように、荘園領主側と契約するのではなく、同様の契約を国司と結んだ開発領主もいました。このように、国司に納税する土地を⇒⑬ 国衙領 といいます。この国衙領も荘園と同様に、重層的な権力構造になっていたということをおさえてください。税を支払う先が違うだけで、基本的な権力構造は一緒でした。

この時代のイメージとして、荘園地域もあり、国衙領地域もあり、未開の土地もあり、有力な管理者もいなく耕作放棄地を浮浪・逃散した農民が勝手に耕していたような地域もあり、そういった、いろいろなタイプの土地が、全国にモザイク状に散らばっていたと考えてください。

武士はここまで述べてきた権力構造の中で「荘官」などの管理人階層です。自分たちの土地なのに、名目上は貴族の土地となっていて、上前もはねられるということです。さらに、貴族は武力を持っていません。軍事力は完全に武士が掌握しているということです。しかし政治権力は貴族が持っています。こうした矛盾が、武家政権誕生の原動力になります。また、武家政権の最大の政治課題は、この土地制度の矛盾を解決することでした。

【1】今日のポイント「寄進地系荘園について」まとめ

まず、最重要用語の確認です。



●初期（墾田地系）荘園と寄進地系荘園の質的相違		
	初期荘園	寄進地系荘園
開発主体	皇族や大寺社	[1 開発] 領主
農民	周辺の班田農民に ・小作 ([2 賃租]) ・させる	[1 開発] 領主が管理する 直接の配下の専属荘民
名目上の所有者	開発主体と 同じ	[1 開発] 領主が、名義を 寄進した有力貴族や寺社

●「寄進」とは何か？

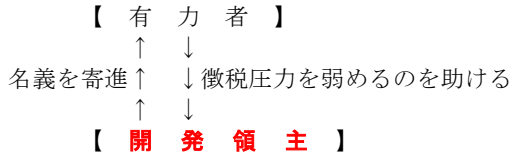
テーマ史 土地制度史

- ・背景…国司が「徴税請負人」化して、  
税 (= [1 **官物** ]) の取り立てが厳しくなったこと
- ・目的…国司の徴税圧力を防ぐため
- ・方法…開発領主が、名義を政治的な有力者（摂関家などの有力貴族や、石清水八幡宮などの大寺社）のものにしてその威光を借り、国司配下の徴税役人 (= [2 **検田使** ] や収納使など) に対して、圧力をかける。

有力者は、その威光を貸してあげるのはどうしてえ？  
もちろん、開発領主は、有力者にお礼をする。それが今後もつづくのよ。

● 「寄進」時点と「寄進」後の開発領主と有力者の関係の変化

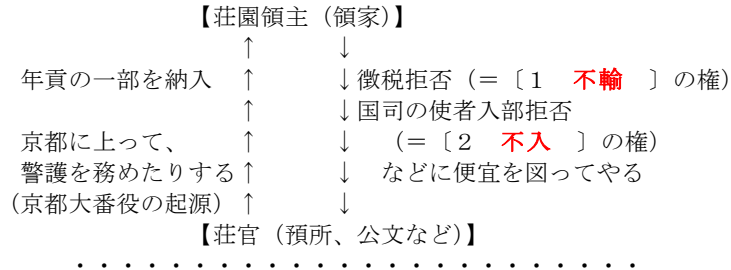
- ・寄進した時点



- ・寄進後、有力者は「荘園領主 (= [1 **領家** ])」に、  
開発領主は、「[2 **荘官** ] (= 預所、公文下司など)」となります。

1 領家 (一度目の寄進だから「本家」は不可

- ・寄進後の両者の関係



貴族・寺院などの荘園領主が、租税免除の権限である **不輸の権** を認めてもらった **官省符荘** ( **太政官** や **民部省** がそれぞれ符 = **官省符** を出し免税を公認) を持つようになる。さらに官物などの徴収や耕作地の調査のため **国衙** から派遣された役人の **検田使** の立ち入りを拒否できる **不入の権** も獲得するようになる。一方、国司が不輸を認めた **国免荘** などの荘園もあらわれる。

Pain is inevitable Suffering is optional

11C 前

→ **寄進地系荘園** 増える。田堵より成長した **開発領主** が、中央の有力貴族や寺社に荘園を寄進 (最初に寄進を受けた家 = **領家**) し、さらに摂関家や院などの権門勢家 (権勢のある天皇家・公家・寺社のこと) に寄進 (次に寄進を受けた最上級の荘園領所有者の家 = **本家**) することで彼らを **荘園領主** と仰ぎ、自らは **下司** や **預所**、**公文** などの荘官 (= 荘園管理者) となり、**年貢** (かつての租) ・ **公事** (かつての調) ・ **夫役** (かつての歳役・雑徭) を負担することになる。なお寄進地系荘園の場合、荘園領主として領家・本家いずれかが“荘園の実質的支配権”を持つ者として必ず存在することになるが、そのどちらかを、“荘園の保護者”の意味で **本所** と称した (荘園内の法が **本所法**) 。

一方で各国国衙では、開発領主らに対し国衙領などの公領を **郡** ・ **郷** ・ **保** という単位に再編成した上で、開発領主らを **郡司** ・ **郷士** ・ **保司** に任命しその耕作や徴税を請け負わせるようになる。

三 史料研究 荘園の寄進の例

『 **鹿子木** (= **肥後国** [現在の **熊本県** ] **鹿子木荘**) の事

一、当寺の相承(そうしょう)は、**開発領主** 沙弥、寿妙嫡々相伝の次第なり。

(意味⇒この荘園が開発された当時の相続は、最初の開墾者であった僧寿妙の子孫が受け継いでいた。)

一、寿妙の末流高方(たかかた)の時、權威を借らんがために実政卿をもって **領家** と号し、年貢400石をもって割(さ)き分(わか)ち、高方は庄家領掌進退の **預所職** となる。

(意味⇒寿妙の孫中原高方の時、権力者の力を借りて国司の干渉を除いてもらうために、太宰大貳の藤原実政卿を領家と仰ぎ、年貢四百石を納めることとし、高方は荘官となった。)

一、実政の末流願西(がんさい)微力の間、国衙の乱妨を防がず。この故に願西、領家の得分200石をもって、高陽院内親王(かやのいんないしんのう)に **寄進** す。件の宮薨去(こうきょ)の後、御菩提のため勝功德院を立てられ、かの200石を寄せらる。その後、美福門院の御計として御室(おむろ)に進付せらる。これすなわち **本家** のはじめなり。・・・

「 **東寺百合文書** 」

(意味⇒実政の曾孫の願西は、力が弱く国司の干渉を防ぐことができなくなった。そこで願西は、領家としての収入から二百石を高陽院内親王に寄進した。内親王が亡くなられた後、その菩提を弔うために、勝功德院を建てられ、その二百石が寄進された。その後、故内親王の母美福門院の計らいで仁和寺に寄進された。これがこの荘園の本家の初めである。)

## テーマ史 土地制度史

- 問1. 東寺のもう一つの名称は何か。問1. **教王護国寺**  
問2. この史料にみられる荘園を何とよぶか。問2. **寄進地系荘園**  
問3. 鹿子木荘が得た権利には、不輸の権のほか、国司が派遣した検田使の立ち入りを拒否する権利があった。これを何とよぶか。問3. **不入の権**  
※この他に、寄進地系荘園の著名な例として紀伊国 **栲田荘** (京都・神護寺) あり。

### 10C 中 寄進地系の意味

武力を背景とした圧力も、外交交渉の一つのカードであるということ。  
外交も含め、交渉というものには、ときには力をちらつかせて圧力をかけることも必要です。相手が理屈の通らない国なら、なおさらです。  
ですから、武力を持たない国が外交が下手なのは仕方ありません。  
今日、これから「寄進地系荘園」の基本を話しますが、「寄進地系荘園」ってのは、まさにそれです。政界の有力者の威光をちらつかせて、国司の徴税要求を拒否するわけです。

### 早稲田大 [教育 2003] 平安前期の政治改革を解く

□次の文章を読み、下記の問1～10に答えよ。  
平安遷都後、全国一斉の□Aは次第におこなわれなくなり、□Aのもととなる造籍に至っては、ほとんどなされなくなるか、わずかになされたとしても偽籍が横行した。そこで、□B2年の太政官符は、a 戸籍がほとんど女子で占められていること、口分田の用益が「私門」に帰してしまつて「国用」となっていないことなどの現実をきびしく指摘した上で、とにかく12年に1度の□Aをおこなうように促した。また同時に b 勅旨田の設置を停止すること、そして、院宮王臣家が百姓の田地舍宅を買収したり、山川藪沢の占有をおこなつたりしてはならないことなどを命じた。この間、さらに c 格式の整備につとめて、国家の立て直しをはかり、一方では、d 諸臣に広く政治上の意見を求めた。後世、この時期の政治を e 「□B・□Cの治」と呼ぶことになる。

- 問1 空欄Aの制度をはじめて確立させた法令の名称を漢字で記せ。  
班田収授がAに該当するが、この制度をはじめて確立させた法令といえば➡**飛鳥浄御原令**  
問2 空欄Bに該当する語句を漢字で記せ。  
**延喜**  
問3 空欄Cに該当する語句を漢字で記せ。  
**天曆**

- 問4 下線部分aに該当する戸籍はどれか。  
ア 筑前国嶋郡川辺里戸籍  
イ 庚午年籍  
ウ 下総国葛飾郡大嶋郷戸籍  
エ 庚寅年籍  
オ 阿波国板野郡田上郷戸籍

㊦教科書69ページに偽籍の例を示すものとして阿波国の戸籍を紹介している。聞いたことがあるかないかの世界。

## Pain is inevitable Suffering is optional

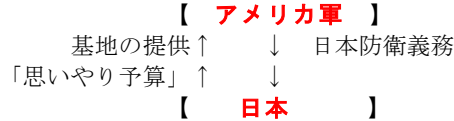
- 問5 下線部分aに該当する戸籍が作成された主な理由は何か。  
ア 戦乱が続いて、多くの男子が死亡した。  
イ 本貫地を離れて宮都で働いていた多くの女子が本貫地に戻された。  
ウ 環境の悪化により、男子の死亡率が著しく高まった。  
エ 調・庸などが課せられないようにした。  
オ 徴兵忌避の運動がさかんになった。  
㊦律令支配の原則は、戸籍に登録された成年男子を中心に庸・調を課すことにあったため、8世紀から負担を逃れようとする浮浪・逃亡があつたとせず、9世紀には戸籍に  
問6 下線部分bの説明で正しいものはどれか。  
ア 大宰府管内に置かれた直営方式の田である。  
イ 天皇の命により、国司のもとで開発された。  
ウ 官職に応じて天皇から支給された。  
エ 田令によって定められた政府の直営田である。  
オ 畿内に置かれた直営方式の田である。  
問7 下線部分cの説明で誤っているものはどれか。  
ア 式とは、律令や格の施行細則である。  
イ 格とは、律令の修正法である。  
ウ 格式をまとまって編集した最初のもは弘仁格式である。  
エ かつて律令の編纂と同時にまとめられていた格式を大幅に改訂した。  
オ 格式は倫理道徳の確立を目的として作られたものではなかった。  
問8 下線部分dにかかわった人物は誰か。  
ア 三善清行 イ 菅原道真 ウ 藤原基経 エ 大江匡房 オ 伴善男  
問9 問8で選んだ人物の発言はどれか。  
ア しもと取る、里長が声は、寝屋処まで、来立ち呼びひぬ  
イ 大唐の凋弊、之を載すること具なり  
ウ 一郷をもてこれを推すに、天下の虚耗、掌を指して知るべし  
エ 天下の地、悉く一の家を領となり、公領は立錐の地も無き敷  
オ 三の君の夫は、出羽権介田中豊益、偏に耕農を業となして、更に他の計なし  
問10 下線部分eのうちの空欄Cの政治を遂行した天皇は誰か。  
ア 醍醐天皇 イ 桓武天皇 ウ 嵯峨天皇 エ 宇多天皇 オ 村上天皇

↓  
1069年

**後三条天皇** が **延喜の荘園整理令** を出し太政官内に **記録荘園券契所** ( **記録所** ) を設置し **大江匡房** を起用、1072年からは **延久の直旨柝** を制定し、規定に合わない荘園の摘発を始める。しかしこの結果、逆に天皇家への荘園寄進が集中し(寄進することで田租を免れようとしたため)、特に寄進が集中した院政期(12世紀前半)には、鳥羽上皇による **八条院領** や後白河法皇による **長講堂領** が形成される。

荘園領主と荘官の関係は、現代でいえば、新安保条約以降の、アメリカ軍と、日本との関係に似てます。

テーマ史 土地制度史



いったん、「上下関係」ができると、おうおうとして、上級者が下級者に対する要求の方が増えていきます。

開発領主には、摂関家などの荘園領主の警護の義務などなかったはずですが、いつの間にかそれが要求されていくのです。日本も新安保の時点では「思いやり予算」なんていう、わけのわかんない負担はなかったはずですね。

このような負担がいやなら、自立するしかないのです。  
 自立？…不当な圧力に対して、自らを持って、戦うこと。  
 それが、開発領主の武士化なのです。  
 現代で言えば、徴兵制をひき、軍事大国化することです。

究極の選択ですね。即答できません。( ^ ^ ; )

◆入試問題研究 (2002年度センター日本史B追試験)

平安時代後期の荘園領主が獲得しようとした不輸・不入の権について説明した文として正しいものを、次の1から4のうちから一つ選べ。

- 1 私出挙の返済が免除されることを不輸, 検田使が入ることを禁じるのを不入という。
- 2 官物が免除されることを不輸, 健児が入るのを禁じることを不入という。
- 3 官物が免除されることを不輸, 検田使が入るのを禁じることを不入という。
- 4 私出挙の返済が免除されることを不輸, 健児が入るのを禁じることを不入という。

解答

- 1・4 出挙(すいこ)は、稲の貸し出し。国衙が租税化したものは、「公出挙」である。
- 2・4 健児(こんでい)は桓武天皇が採用した軍勢力。

平清盛の土地政策

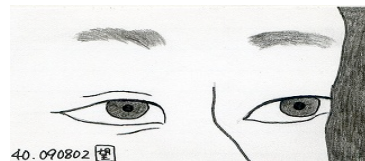
何もしなかった。清盛は貴族化してしまい武士の権益を無視したとっていい。

源頼朝

土地制度の矛盾を解消する役職の設置を朝廷に認めさせる。

すなわち① **守護** と② **地頭** です。

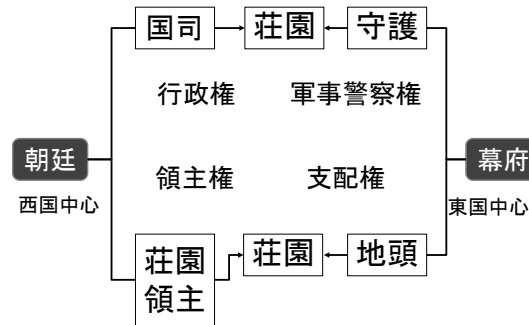
本所・領家の支配下で**荘官**という土地の管理人にすぎなかった武士に、守護・地頭という役職を与えて、名実ともに土地の支配権を与えたということだ。これが



Pain is inevitable Suffering is optional

→③ **本領安堵** ということです。→④ **御恩と奉公** の封建制です。つまり、朝廷が全ての政治権力を持っていたのを、土地制度に関しては、一部の権益を鎌倉幕府に移譲したということです。

勝ち取った権力を背景に、御家人の土地支配を認めます。これが、源氏政権の意味です。



しかし、源氏政権ができたといっても、全国の土地が守護・地頭の管理下に置かれたわけではない。→⑤ **西国** を中心に荘園制が残ります。平家・朝廷野の本拠地だったせいですね。東国は、守護・地頭の支配する土地が多かったが、未開発地、自治的な村のような土地、耕作放棄地、国衙領も残っています。それらの土地が、モザイク状に、各地に散らばっていたと思ってください。ただし、東国は、守護・地頭の地域が多く、源氏の勢力範囲、西国は朝廷の力が強く、寄進地系荘園が多く残っていた。

鎌倉幕府はできましたが、東国の鎌倉幕府と、西国の朝廷と、二国分裂状態というのが、イメージとしては一番近いと思います。

その東西の決戦が行われたのが、

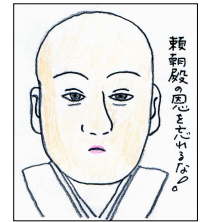
→ **承久の変** です。

この変で鎌倉幕府側が勝利しますが、なぜ、後鳥羽は負けたのでしょうか？

後鳥羽が負けた理由

→ **鎌倉幕府を倒すために、武士の力を利用せざるを得なかったから**。

武士の権益を無視していたのが朝廷や貴族、保護しようとして確立された新しい政権が鎌倉幕府。武士の立場として、本気で後鳥羽の味方をする人はいないということです。

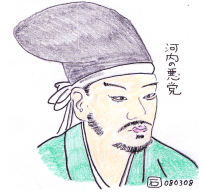


守護・地頭の職務と収入源

	任免	任務	収入源
<b>守護</b>	①一国に一人 ②幕府開設に功績のあった <b>有力御家人</b> を任命 ③ふつう世襲	①御家人の統制 ②治安警察 ア <b>大番催促</b> イ <b>謀反人の逮捕</b> ウ <b>大犯三力条</b>	① <b>守護としての収入はなし</b> ② <b>一般に地頭を兼任し</b> 、地頭としての収入に依存
<b>地頭</b>	①全国の <b>荘園・国衙領</b> を単位として設置 →国内に複数存在	①荘園の管理－租税の徴収と土地の管理 ②荘園内の <b>治安維持</b>	①従来の荘官の収益を受け継ぐ ②戦時に反別 <b>5</b> 升

②おもに御家人を任命 ( <u>本領安堵</u> ・ <u>新恩給与</u> )	一警察権と裁判権を持つ	の <u>兵糧米</u> 徴収権を持つ
---	-------------	---------------------

ん。  
皆さんのイメージよりもずっと権力は弱いです。  
クラスの中での代表委員くらいのイメージです。



【承久の乱の結果】

- 戦乱の結果…幕府の圧倒的勝利
- 朝廷方の処分
  - ・仲恭天皇を廃止し、その父親に院政を行わせる
  - ・後鳥羽上皇を〔1 **隠岐**〕に、〔2 **順徳**〕上皇を佐渡に、土御門を土佐に流す。
  - ・院方の所領〔3 **3000**〕カ所余りを没収
- 戦った武士への論功行賞
  - ・朝廷より没収した西国の荘園を中心に〔4 **新補**〕地頭を設置
  - ・(1223)〔4〕地頭の収益権の基準〔5 **新補率法**〕を制定
 これにより幕府支配が地方に拡大することになった。なお、新補地頭の設置により、これまで置かれてきた地頭は本補地頭と呼ばれた。

【新補率法】

- ・地頭に田畑〔1 **11**〕町につき一町の**免田**が与えられる  
(免田…荘園領主に年貢を納めることが免じられた田)
  - ・年貢を納める田でも、一〔2 **段**〕につき〔3 **五**〕升の〔4 **加徴(米)**〕が地頭の取り分とする
  - ・山や川の収益は地頭と荘園領主で折半する
- ※段、町は面積の単位。1段は約11.7アール。10段=1町
- 地頭請** →地頭に荘園の管理をまかせ、**定額の年貢納入を請け負わせる**制度。

↓  
**下地中分** →荘園領主が土地の半分の領有権を地頭に与える代わりに、残りの半分を確保しようとしたもの。領主側と地頭とが話し合いで決めた和与中分と、一方的に幕府に申し出て幕府が命じて中分する場合とがあった。これにより**地頭が在地領主化**した。

- 朝廷と幕府の関係
  - ・幕府の朝廷への発言力が強まる (天皇の皇位継承など)
  - ・朝廷への監視の強化
 〔6 **京都守護**〕を廃止し、〔7 **六波羅探題**〕設置

鎌倉の政治史にそれます。  
1219年には、源実朝が暗殺されています。源氏の将軍が絶えます。では、なぜ、鎌倉幕府は滅びなかったのでしょうか。例えば、北条幕府とかに生まれ変わらなかったのはなぜでしょうか。  
「将軍」というと、徳川将軍のような絶対権力者のイメージが強いですが、鎌倉、室町の将軍は、単なる御家人・武士の代表者です。武士の連合政権の中での単なる代表者にすぎませ

鎌倉の政治史

1219年には、源実朝が暗殺されています。源氏の将軍が絶えます。では、なぜ、鎌倉幕府は滅びなかったのでしょうか。例えば、北条幕府とかに生まれ変わらなかったのはなぜでしょうか。  
「将軍」というと、徳川将軍のような絶対権力者のイメージが強いですが、鎌倉、室町の将軍は、単なる御家人・武士の代表者です。武士の連合政権の中での単なる代表者にすぎませ  
皆さんのイメージよりもずっと権力は弱いです。クラスの中での代表委員くらいのイメージです。  
源氏の将軍は絶えますが、将軍は単なる代表者であり、鎌倉幕府は連合政権なので、源氏がいなくても差し支えなかったわけですから、それで、→**得宗 政治**に移行します。承久の変の結果、西国の広範囲に地頭が任命されるようになります。変以降に任命された地頭を→**新補地頭**といいます。しかし、まだ、全国の土地が鎌倉幕府の土地になったわけ  
ではありません。守護・地頭が管理する土地が多いですが、荘園も残ります。国衙領も残ります。また、自治農村のようなものも発達します。これは、のちに→「**惣**」になります。  
こういう土地が、モザイク状に存在していたと想像してください。  
こういう中で、地頭の荘園・国衙領侵略が行われます。地頭は武士で、武装しているから強いのです。強奪に近いものが多かったと思います。  
そういう中で、行われたのが、1つは→**地頭請**です。地頭の攻撃に悩まされる荘園領主  
が、地頭と取引をします。荘園領主「もう、うちの土地を奪おうとしないですよ。朝廷から荘園として認められてるのよ」  
地頭「知らん。わしは幕府から地頭に任じられている」  
荘園領主「なら、毎年〇だけ年貢をわけてよ。それなら君の土地でいいからさ」という感じ  
です。もう一つは→**下地中分**です。  
これは、土地そのものを半分に分けて、荘園領主と地頭がそれぞれ持ち合います。全部取れないように、半分あげて手打ちにしてもらった感じですね。  
こうして、荘園の解体は進みますが、それでもまだまだ残ります。最後まで残るのが寺社の  
荘園です。  
例えば、鎌倉期には南北朝の両統迭立がはじまりますが、長講堂領八条女院領は、朝廷の財源であった荘園です。鎌倉後期から、  
「**悪党**」と呼ばれる新興の武士が活躍します。  
僕が尊敬する大楠公、楠木正成も悪党です。悪党は、武装商人だと思ってください。武装農民が武士であるのと同じです。治安が悪い。み

## テーマ史 土地制度史

んな武装する必要がある。鎌倉期には貨幣経済が発展する。商人が活躍しはじめる。当然、彼らも武装している、という理屈です。もしも、武装していない商人がいたら…誰かと商談をしたとします。その場に人がいなかったら…ぶち殺されて、全て強奪されます。戦争が常の時代です。人殺しが悪という倫理観はほとんどなかったと思ってください。非武装の集団はあり得ないということです。

ちなみに、同様に、海外貿易をする集団も武装していました。海の上こそ、陸上よりも無法地帯です。海は広いので、誰か第三者が見ている可能性は極めて低いです。助けを呼んでも、すぐには来られません。ですので、海外貿易をする海の民も武装しています。これが、遣唐使廃止後も私貿易をしていた瀬戸内の武士であり、平清盛の主力武士でした。清盛が大輪田の泊を改修したのは、配下の武装貿易商の権益保護のためです。鎌倉期、室町期にも、武装貿易商は活躍します。「倭寇」がこれです。戦国期の「能島水軍」は、彼らの末裔です。言い忘れましたが、嘴矢は藤原純友ですね

### 室町時代の荘園制

まずは、簡単に政治史から。後醍醐天皇らが鎌倉幕府を滅ぼして建武新政（建武中興）を開始します。しかし、武士の権益を無視します。そこで、後醍醐も倒されて室町幕府が成立し、南北朝の争乱も始まるわけです。

この時代の印象として、戦乱の世の中という印象が弱いと思います。幕府ができてから天下は統一されていた、という印象を持たれている方や、後醍醐の南朝は弱く、細々と続いていただけで、室町幕府と北朝の天下だった、という印象の方が多いと思います。

しかし、実際には、ドロドロの戦乱の時代でした。九州は南朝の勢力が強かったし、各地で対立が繰り返されていました。なんと!!室町幕府初代将軍の足利尊氏は南朝に降ったことがあります。さらに、尊氏の弟の足利直義も、南朝に降ったことがあります。幕府の中枢の人間すら南朝に降るほど、ドロドロの争いが繰り返されていたということです。この兄弟が南朝側についたのは、いずれも観応の擾乱のときのことで、後醍醐の大忠臣である楠木正成の息子である楠木正行も北朝に降ったことがあります。

そんなごたごたの中で、幕府は守護の権限を強化します。従来の大犯三箇条に加えて、**→ 刈田狼藉** の取締りと **→ 使節遵行** の権限を守護に与えます。この時代にも、やはり土地の所有権争いが多かった。

Pain is inevitable Suffering is optional

**→ 刈田狼藉** とは、土地の所有権争いをしている土地の田を勝手に刈り取って、収穫を奪う行為です。土地争いなどに対して裁判が行われ幕府が判決を下しますが、それに従わない人もいます。その人に対して、幕府の代理として実力行使して、**判決に従わせる** ことを **→ 使節遵行** といいます。

次に、**→ 半済令** が出されます。これは観応の擾乱の最中に出されました。始めは、戦乱の激しい **近江・美濃・尾張**（おうみのおわり と覚えましょう）に対して、1年の期限付きで出されたものでした。これは、守護が「戦費」という名目で、荘園や公領（昔の国衙領）の年貢の半分の調達できるというものです。しかし、これが次第に、期限もなくなり、全国に広がっていきます。

鎌倉時代には「地頭請け」というものがありましたが、守護の勢力が伸長して、室町期には「**守護請け**」となる荘園が増えます。こうしてさらに荘園制の崩壊は進むわけです。しかし、まだまだ、まだまだ残っていますよ。

各地で力をつけた守護は、一国全体を支配するようになり、**守護大名** へと成長するわけです。また、室町期で最も頻出テーマが「**惣村制**」です。村落ができ始めました、地域的な農民の結びつきが強くなりました、くらいに考えればよいです。専門的には「郷村制」といい、惣村と郷村を区別しますが、受験生は全部「惣村」という理解で良いです。地域の農民(半農半兵なので武士の性格も持つ場合がある)が、団結するようになりました。

この辺の理解は、鎌倉期と室町期の相続方法の変化にも原因があります。鎌倉期は、分割相続が基本でした。したがって、先祖代々の土地に住み続ける人が多かったのです。**→ 血縁的なつながり** が自然と強くなります。

室町期は単独相続に変化します。相続できない庶子は、別の土地に移住したりするわけです。したがって、**→ 地縁的なつながり** が強くなったのです。

ちなみに、(試験には出ません) 足利氏と新田氏も同族です。八幡太郎(源)義家の二男義国の末裔です。あるとき、二男の足利氏の祖が家督を相続し、長男の新田氏の祖は、家督を相続できずに「新田」の地に移住した、という例もあります。





## テーマ史 土地制度史

Pain is inevitable Suffering is optional

新田と足利は仲が悪かったのは、血縁があまり重要でなくなったことを象徴しています。

こうした、農民同士の団結が、各地で起こった一揆の背景にあります。

最後に、守護のことばかり述べてきましたが、地頭はどうなったのでしょうか。

地頭は「**国人**」になっていきました。

まずは、政治史で**応仁の乱**です。

応仁の乱の結果、幕府の権力は山城国の一か国にしか及ばなくなります。

全国各地で戦国大名が台頭します。

注意してほしいのは「守護大名=戦国大名」とは**限らない**ことです。

応仁の乱で、各地の守護大名は京に出兵します。

その結果、守護大名の国許では力を付けた **守護代** や **国人** が、守護大名から支配権を奪うことが多かった。まあ、**下克上** の世の中になったということです。

織田は⇒ **守護代** 出身、毛利は⇒ **国人** 出身、美濃の斎藤道三氏は油売り⇒ **商人** の出です。守護大名から戦国大名になった数少ない例は、甲斐の**武田氏**が有名です。

戦国大名は実力で地域の支配を確立していくわけですが、

戦国大名も、連合政権の長のような、鎌倉将軍のような性格を強く持っています。

この時代の土地についても、荘園だの地頭(国人)の支配地だの惣村だの様々な土地がモザイク状に広がっていたわけです。モザイク状です。**ごたごた**なわけです。

さらに、守護請け、地頭請けの土地は、もともと荘園ですから、荘園の重層的な支配構造が残っていたり、惣村にも、名主、作人、下人の階層があったりと、それぞれの土地に、それぞれの複雑な重層的な権力構造があったということです。

というわけで、戦国大名は、⇒ **貫高制** による一国支配を行います。

地侍(惣村の武士)などの配下の武士が持つ土地の収穫高を貫高(金額)で評価します。

その貫高の大小に応じて軍役を課したわけです。

領内に、小勢力の武士団がいて、それを束ねていたのが戦国大名といったところでしょうか。

現代に地名で例えると、

杉並区の大名として「田中家」があって、本拠地阿佐ヶ谷に 500 貫の直轄地を持っている。

永福町には内山という地侍がいて、200 貫の土地を支配していて、田中家に従っている。

高井戸には志田という国人がいて、250 貫の土地を支配していて、田中家に従っている。

方南町には西村という地頭出身の国人がいて...

という感じでしょう。

ですので、貫高制での税の賦課単位は「郷村・惣村」単位ということになります。

権力構造がそれぞれでバラバラなので、郷村単位に、それぞれの郷村のリーダーの武士に対して賦課するしかなかったということです。

これを⇒ **大名領国制** といいます。

このあたりは要チェックです。

各予備校の一橋模試を見ると、これは予備校の予想問題なのですが、池先生っぽい問題で統一されていました。今年の作問者は池先生と予想します。池先生の専門は大名領国制です。ゼミ合宿で信玄堤を見に行ったりしていました。分国法や都市の発展などもみなさんチェックしておいてください。

続いて、織豊政権の話をしします。

信長は宗教勢力を武力で屈服させました。

この当時の寺社は、広大な荘園を領有し、僧兵も要した「国」のような武装勢力だったということです。

加賀は百姓の持ちたる国になっています。(加賀の一向一揆)

さらに、信長が宗教勢力を駆逐して「**女・子ども**」を殺戮したことを嫌う人がいますが、女・子どもがいること自体が、私有強制力が大名のような存在だったことをよく表しています。

(浄土真宗は別として)僧は、女犯・婚姻はできないはず。女がいたということは、宗教は看板に過ぎなかった。実際には、武装勢力だったということです。

寺社(自社の荘園)が持っていた大きな権益が、関銭の徴収と、座の支配権です。

関所の廃止、座の特権の廃止(**楽市・楽座**)をして、自由経済を新興する信長の経済政策とも対立したわけですね。

ちなみに、信長が戦争が強かった理由をですが、(テストに出ません)

商業の利益を背景にして、常備軍を持ったからです。

この時代ですが、武士はみな半農半兵です。

だから戦争をするといっても、10~3月の農閑期にしか兵として活動できなかったということです。

1万石の収穫高につき、250人の徴兵能力があったらしいです。しかし農閑期だけです。

強かった戦国大名ですが、

上杉...佐渡金山 毛利...石見银山 武田...甲州金 と、金山銀山の収入を背景に、常備軍を持てたという理由があります。金山銀山はなくても、商業の力で常備軍を持てたのが信長の成功の理由です。

まさに、新しいシステムを開発したわけです。

鉄砲隊にしても、なぜ鉄砲の優秀さがわかっていたにもかかわらず、鉄砲を大量に導入したのは信長だけ脱のでしょうか。

これは、海外貿易を信長が独占したからです。当時、鉄砲を使うための火薬(硝石)は100%輸入でした。これを独占したわけです。他の大名は、火薬が手に入らないから、全国に鉄砲を作る製鉄の技術はありましたが、作ったところで意味がなかったわけです。信長が**堺**直轄地にしたのはこうした理由です。

進みます。

## テーマ史 土地制度史

信長は本能寺で倒れますが、(これも関所を廃止していたために、明智光秀の急襲が成功したのですが)豊臣秀吉が天下を統一します。

秀吉は、強大な権力・軍事力を背景に、半農半兵勢力の武装解除を推し進めます。これが、**人掃令(身分統制令)**や刀狩や太閤検地です。

太閤検地の意味は、**天正の石直し**で度量衡を統一したこともそうですが、「**一地一作人**」を確立したことです。重層的な権力構造で、誰の土地かわからなくなっていたものを、耕作人を土地所有者として認めたことです。

「あなたは農民です。この土地は、今日からあなたの主人のではなくあなたのものです。ここを耕して暮しなさい」ということです。ここに、寄進地系荘園以来続く、へんてこな権力構造が完全になります。

兵農分離も行われたわけです。

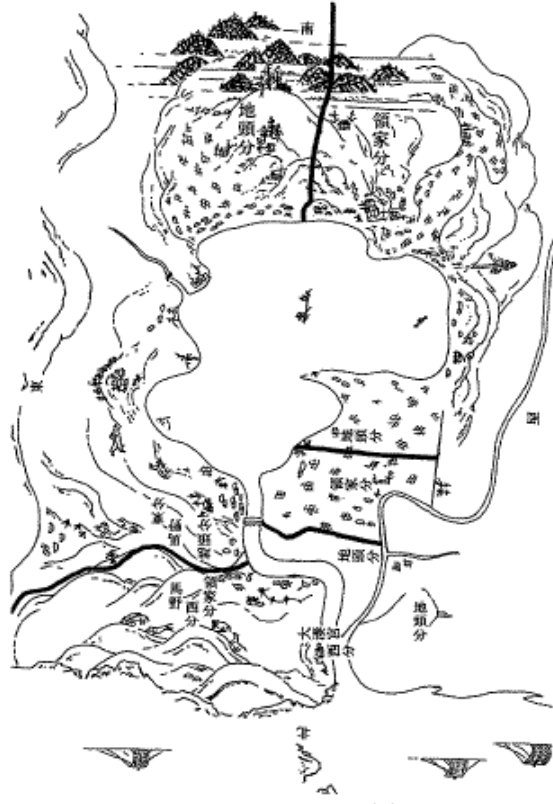
この太閤検地により、石高制が確立されたとともに、荘園制は完全に崩壊するわけです。

年度 2001年 東京大

設問番号 第2問

次の(1)～(3)の文章は、おもに鎌倉時代の荘園について述べたものである。これらを読み、また図をみて、下記の設問に答えなさい。

(1) 上野国新田荘は、新田義重が未墾地の開発を進め、既墾地とあわせて中央貴族に寄進して成立した。のち義重の子息は地頭職に任命された。



(2) 東寺は、承久の乱後に任命された地頭との間で、丹波国大山荘の年貢のことに契約を結んだ。それによれば、地頭は東寺に、米142石、麦10石のほか、栗1石、また少量ながら干柿・くるみ・干蕨・つくしなどを納めることになっていた。

(3) 伯耆国東郷荘では、領家と地頭の間で土地の折半がなされ、領家分には地頭の支配は及ばなくなった。下の図は、このとき作成された絵図の略図である。

設問

A 東国と西国では、地頭がもっている荘園支配の権限にどのような違いがあったか。2行以内で説明しなさい。

Pain is inevitable Suffering is optional

B 西国では、荘園領主と地頭の間でどのような問題が生じたか。また、それをどのように解決したか。2行以内で説明しなさい。

C 荘園では、どのような産業が展開していたか。上の文章と図から読み取れることを2行以内で述べなさい。

A

設問の要求は、地頭がもっている荘園支配の権限について、東国と西国とで比較すること。さて、東国と西国で何が異なるのか。

まずは資料文を参照してみよう。

資料文(1)は上野国新田荘についての記述だから、東国での事例。そこでは地頭に任じられたものは開発領主の子孫であることがわかる。つまり、本領安堵のケースである。

次に資料文(2)。これは丹波国大山荘についての記述だから、西国での事例。

そこでは、「承久の乱後に任命された地頭との間で」と記されており、丹波国大山荘では承久の乱後に地頭が任じられたことがわかる。つまり、新恩給与のケースである。

しかし、資料文(1)(2)を傍証として、東国＝本領安堵の地頭、西国＝新恩給与の地頭、という風に特徴づけることができるのだろうか。もちろん、東国には本領が多く、西国に新恩が多いことは事実であるが、東国にしても平氏や奥州藤原氏に加担した謀叛人跡に地頭が置かれているし、逆に西国でも本領安堵をうけて地頭に任じられるケースもある。つまり、東国＝本領安堵、西国＝新恩給与と特徴づけて説明することには無理がある。

なお、本領＝下地支配権が強い、新恩＝下地支配権が弱い(ない)、とも言い切れない。

なにしろ、新恩給与の地頭設置は、御家人による敵方所領(謀叛人跡)の軍事占領(とその永続化)であったため、本所の権限を大きく侵害することが多く、本所との間で紛争が生じやすかったのである。だからこそ、新恩の地頭は前任者の職権・得点を継承するという形で設置されていたのであり、承久の乱後に新しく補任された新補地頭については(宣旨により)得分率を定め、そのことによって地頭の行動をその枠内に抑制・限定し、本所との共存・協調がはかられていたのである。

となると、東国＝幕府の支配領域、西国＝本所の支配が尊重された地域、と特徴づけたうえで、そのもとでの地頭の権限を考えるのが適当と言える。そして、教科書で、地頭の権限について東国と西国で内容が異なっていたことは明記されておらず、また資料文でもそれに関するデータが示されているわけでもないことを考えたら、荘園支配の権限の内容については強弱の程度レベルにとどめておいてよいだろう。

B

設問の要求は、西国で荘園領主と地頭の間で生じた問題とその解決策。

資料文(2)…丹波国大山荘で地頭請の契約

資料文(3)…伯耆国東郷荘で下地中分

2つとも西国での事例なのだから、これを答案に活用しよう。ただし、そこに記されているのは“解決策”のみ。その前提としての荘園領主・地頭間の懸案については、自分の知識のもとづいて説明してほしい。

背景…全国支配権を強化した幕府の権威、朝廷よりも優位にたった幕府の権威

懸案…地頭の非法や荘園侵略が活発化

C

## テーマ史 土地制度史

Pain is inevitable Suffering is optional

設問の要求は、荘園でどのような産業が展開していたか。条件として、資料文と図からデータを読み取ることが求められている。

資料文で活用できるのは(2)のみ。そこでは、荘園領主への貢納品のなかに、米や麦の他、栗、干柿、くるみ、干蕨、つくしなどが含まれていることが述べられている。

そこから推理できるのは、

米と麦の二毛作

山野の産物の採集

が行われていたこと。

次に図からデータを読み取ろう。そこに、馬や船が描かれているに気づいただろうか。そのうち、船は何に活用されたのか。漁業か水運か？図の下部に「大湊宮」という文字があることに注目すれば、この荘園には「湊」が存在したこと、つまり水運業（海運業）が展開していたことを類推することが可能だ。

---

(解答例)

A 東国は幕府の支配領域で、本領も多く、強い権限を握った。西国は新恩の地頭が多く、本所の支配が尊重され、権限は抑制された。

B 地頭が年貢横領など非法を活発化し現地の支配権をめぐって荘園領主と対立したため、地頭請や下地中分で両者の調停が図られた。

C 米と麦の二毛作、周辺の山野河海を利用した栗・柿などの採集、馬の飼育、漁業が営まれたほか、水上輸送業者も往来していた。